

## 2 農業集落排水使用料改定

令和6年4月1日から、農業集落排水使用料を改定し、世帯人員により使用料を算定する方式（定額制）から、公共下水道と同様に、水道の使用量により使用料を算定する方式（従量制）に変わります。

これにより、使用料は使用した分だけの負担となり、節水努力を使用料に反映できるほか、水道料金と合わせた支払いができるようになり利便性が高まります。

農業集落排水では、現在、施設の維持管理に要する経費を使用料で賄っているため、改定後も全体的使用料水準は変わりませんが、従量制への移行に伴い各世帯（事業所）では使用水量により使用料が変わるようになります。一部使用水量の多い世帯（事業所）では使用料が上がるがありますが、急激な負担の増加に配慮し、令和8年3月31日までの2年間については、段階的に使用料が上がるよう激変緩和の制度を設けます。激変緩和制度終了後は、公共下水道と使用料体系が同一になります。

### 農業集落排水使用料（税別・1か月につき）

定額制【改定前】			従量制【改定後】	
区分	基本使用料月額 (1世帯あたり)	人数割月額 (1人あたり)	区分	使用料
一般家庭用	1,943円	486円(家族)	基本使用料	800円
共用	1,943円	486円(入居者)	従量使用料 (1㎡につき)	1㎡～10㎡ 100円
飲食店・理容業	3,886円	486円(家族) 239円(従業員)		11㎡～30㎡ 120円
事務所等	1,943円	486円(家族) 239円(従業員)		31㎡～50㎡ 130円
				51㎡～100㎡ 160円
				101㎡～200㎡ 180円
				201㎡～500㎡ 200円
				501㎡～1,000㎡ 220円
				1,001㎡～ 230円

#### 【改定のポイント】

- ・月々の使用水量に応じた従量制の使用料体系に改めます。
- ・使用料は、区分・金額ともに改定後の公共下水道使用料と統一します。

### 農業集落排水使用料の比較例（税込・2か月につき）

世帯人員	使用水量	改定前使用料	改定後使用料 R6.4～	改定後使用料 R7.4～	改定後使用料 R8.4～
1人世帯	10㎡ (少なめ)	5,342円	2,860円		
	20㎡ (ふつう)		3,960円		
	30㎡ (多め)		5,280円		
2人世帯	25㎡ (少なめ)	6,412円	4,620円		
	35㎡ (ふつう)		5,940円		
	45㎡ (多め)		6,694円	6,976円	7,260円
3人世帯	30㎡ (少なめ)	7,482円	5,280円		
	45㎡ (ふつう)		7,260円		
	60㎡ (多め)		8,066円	8,652円	9,240円
4人世帯	40㎡ (少なめ)	8,550円	6,600円		
	55㎡ (ふつう)		8,526円	8,552円	8,580円
	70㎡ (多め)		9,256円	9,962円	10,670円
5人世帯	50㎡ (少なめ)	9,620円	7,920円		
	65㎡ (ふつう)		9,731円	9,842円	9,955円
	80㎡ (多め)		10,444円	11,272円	12,100円

#### 【改定のポイント】

- ・従量制の導入により、全体では60%程度の世帯で値下げとなります。
- ・使用水量が多い一部の世帯では値上げになりますが、期間限定で支払額に上限を設け、急激な負担額増加の緩和を図ります。

## 4月から公共下水道使用料、農業集落排水使用料が変わります

町の公共下水道、農業集落排水事業は、料金など収入の減少や原価の上昇、施設の老朽化による維持費の増加など、さまざまな問題を抱えています。さらに、同じ汚水処理事業であるにもかかわらず使用料の水準が異なり、受益者負担の公平性が図られていません。

将来への負担を軽減し、安心・安全な下水道のサービスを今後も継続して提供するための取組ですので、使用者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

## 1 公共下水道使用料改定

公共下水道と農業集落排水は、汚水処理という同一の機能を果たしている事業ですが、使用料の水準は異なっています。具体的には、公共下水道使用料の水準が農業集落排水使用料に比べて低く設定されており、受益者負担の公平性が図られていない状況となっています。

また、施設の維持管理に要する経費について、農業集落排水ではその全額を使用料で賄っていますが、公共下水道では、その一部しか賄っておらず、不足分を一般会計（税金）からの繰入金によって補っています。

そのため、公共下水道については令和3年度に開催した上下水道事業審議会の「維持管理費を賄える水準に使用料を引き上げることが適当」との答申内容を受け、令和4年10月1日から段階的に使用料の改定を行っていますが、令和6年4月から第2段階へ移行します。

### 公共下水道使用料（税別・1か月につき）

【改定前】			【改定後】		
区分	第1段階 R4.10.1～		第2段階 R6.4.1～	第3段階 R8.4.1～	
基本使用料	800円		800円	800円	
従量使用料 (1㎡につき)	1㎡～10㎡	33円	66円	100円	
	11㎡～30㎡	120円	120円	120円	
	31㎡～50㎡	130円	130円	130円	
	51㎡～100㎡	160円	160円	160円	
	101㎡～200㎡	180円	180円	180円	
	201㎡～500㎡	200円	200円	200円	
	501㎡～1,000㎡	220円	220円	220円	
	1,001㎡～	230円	230円	230円	

#### 【改定のポイント】

- ・使用水量1～10㎡の単価は、令和4年10月から33円となっていますが、令和6年4月から66円に改定します。
- ・基本料金および11㎡以上の従量使用料単価は、現在の金額のまま据え置きます。

### 使用水量ごとの使用料比較（税込・2か月につき）

使用水量	現行使用料 R4.10.1～	第2段階 R6.4.1～	第3段階 R8.4.1～	使用水量	現行使用料 R4.10.1～	第2段階 R6.4.1～	第3段階 R8.4.1～
0㎡	1,760円	1,760円	1,760円	40㎡	5,126円	5,852円	6,600円
5㎡	1,940円	2,122円	2,310円	50㎡	6,446円	7,172円	7,920円
10㎡	2,122円	2,486円	2,860円	60㎡	7,766円	8,492円	9,240円
15㎡	2,304円	2,848円	3,410円	70㎡	9,196円	9,922円	10,670円
20㎡	2,486円	3,212円	3,960円	80㎡	10,626円	11,352円	12,100円
25㎡	3,146円	3,872円	4,620円	90㎡	12,056円	12,782円	13,530円
30㎡	3,806円	4,532円	5,280円	100㎡	13,486円	14,212円	14,960円